

## がんばるお店“安全安心PR”応援事業 よくある質問

がんばるお店“安全安心PR”応援事業補助金事務局

### 1. 事業

Q1：どのような事業ですか？

A1：がんばるお店“安全安心PR”応援事業（以下、「当事業」という）は、兵庫県新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けた飲食店が行う、新型コロナ感染防止対策を踏まえた安全安心PR等による事業継続の取組に対して、その経費を補助します。

Q2：新型コロナ対策適正店認証ステッカーの交付を受けた飲食店でないと対象にならないのですか？

A2：認証ステッカーの交付を受けた飲食店が対象です。認証申請がまだの場合は、まずは認証申請の手続きを行ってください。

認証制度の詳しいお問い合わせについては、下記コールセンターで受け付けています。

■兵庫県新型コロナ対策適正店認証コールセンター

078-272-6511（平日9：00～17：00）

Q3：第二弾がんばるお店・お宿応援事業補助金に申請していても、当事業に申請可能ですか？

A3：申請可能です。新型コロナ感染防止対策を適正に実施しているお店というPR事業および更なる感染防止対策の実施に活用できます。

Q4：コロナ禍の影響で売上高が減少している必要がありますか？

A4：売上の減少がなくても申請することができます。

Q5：宿泊業を営む中小事業者は今回対象とならないのですか？

A5：当事業は、飲食業のみに限定しています。

ただし、宿泊業を営む事業者が、宿泊施設内に飲食業・喫茶業の許可をとって飲食業・喫茶業を営業しており、適正店認証ステッカーの交付を受けていれば対象となります。

なお兵庫県では、宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等前向きな事業継続に取り組む費用を補助し、新たな観光需要の創出に向けた取組を支援する「宿泊事業者継続支援事業」を実施しています。詳しくは、下記コールセンターへお問い合わせください。

■「宿泊事業者継続支援事業」事務局

078-351-1710（平日9：00～17：00）

## 2. 補助対象者

Q1：補助対象者は？

A1：兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を営む中小法人・個人事業者のみを対象にします。

なお、テイクアウトやデリバリー専門店、移動販売、イートインその他店舗内又は店舗外に飲食に供する設備を有しない店舗を除きます。

あわせて対象期間（令和3年7月1日～**11月30日**、以下「対象期間」という）終期までに対象店舗・施設の営業許可を受けていない場合も対象外です。

なお、対象期間中に許可を受け営業を開始する場合は、開店前の対象経費についても対象期間内の分について対象とします。

### 【営業許可の開始日による対象期間の考え方】

例	営業許可の開始日	対象期間
1	令和3年7月1日以前	令和3年7月1日～ <b>11月30日</b>
2	令和3年8月1日	令和3年8月1日～ <b>11月30日</b>
3	令和3年 <b>12月1日</b>	営業許可の開始日が対象期間内でないため、申請できません

Q2：県外の事業者でも大丈夫ですか？

A2：主たる事務所が兵庫県外でも兵庫県内に店舗があれば対象になります。但し、国内企業に限ります。

Q3：中小法人・個人事業者とはどのような事業者ですか？また、常時使用する従業員の定義を教えてください。

A3：中小企業基本法に基づく中小企業者の要件に該当する事業者です。下記のいずれかの要件を満たす場合は対象とします。

（中小法人、個人事業主の範囲）

業種	資本金または従業員のいずれかに該当することが必要です	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
飲食業	5千万円以下	50人以下

常時使用する従業員とは労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇予告を必要とする者」となります。原則、会社の代表や役員、事業主は常時使用する従業員には含みませんが「従業員と兼務している役員」は常時使用する従業員に該当します。

Q4：みなし大企業について教えてください。

A4：みなし大企業とは、大企業の傘下に入り、実質のコントロールは大企業が行っている企業のことを指します。この判断基準は以下のとおりです。

ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人

イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している法人

ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

Q 5 : 複数の店舗を営んでいる場合、補助対象になりますか？

A 5 : それぞれの店舗が補助要件を満たしている場合、複数の店舗が対象になります。補助額下限5万円上限10万円に対象店舗数を乗じた額を限度に申請額を算定し、対象経費に充てることができます。

なお、申請は店舗ごとではなく、中小法人または個人事業主で行なってください。但し、申請は1事業者1回のみです

Q 6 : フランチャイズ契約を受けて行う店舗は対象ですか？

A 6 : 個人事業主として営業許可証を保有し、その対象店舗が補助要件を満たしている場合、対象になります。

Q 7 : 営業許可証の名義が当事業の申請者と同一である必要がありますか？

A 7 : 営業許可証と当事業の申請者は同一である必要があります。

事業申請者＝営業許可証の名義人＝振込先口座の名義人とお考えください。

申請の受付期間までに営業許可申請事項（名義変更）の手続きをとられるようお願いいたします。

何らかの事情により名義が一致しない場合は、様式第2の申出書に理由を書いて提出してください。

ただし、申出書を提出していただいても、追加で資料の提出を求める場合や不支給となる場合もありますのでご了承ください。

Q 8 : 複数の店舗を営っていますが営業許可証はすべての店舗分必要ですか？

A 8 : 対象となる県内の店舗分すべての営業許可証が必要です。

Q 9 : 営業許可証を紛失してしまった場合、どうすればよいでしょうか？

A 9 : 各所管の保健所において、営業許可証の再発行の手続きが可能ですので、営業許可証発行元（保健所）へお問い合わせください。お問い合わせの結果、営業許可証の再発行が不可能な場合、営業許可内容の証明書を発行のうえ、写しを添付してください。

### 3. 補助金額・対象期間・補助対象経費について

Q 1 : 補助金の交付申請額（請求額）について詳しく教えてください。また複数店舗で申請する場合についても教えてください。

A 1 : 補助金の額は、1店舗あたり下限5万円、上限10万円です。補助限度額は1店舗あたりの下限5万円および上限10万円に店舗数を乗じた金額が、申請できる補助金額の下限および上限となります。

具体的には、1つの店舗の申請について

例) 1つの対象要件に該当する飲食店を運営  
個人事業主：兵庫 太郎  
運営する飲食店：〇〇食堂  
⇒申請できる補助金の額：下限5万円～上限10万円

- ①補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が10万円以上であった場合、上限額が10万円と定められておりますので、補助金の交付申請額（請求額）は10万円となります。
- ②補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が10万円より少ない（例8.4万円）の場合（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）となり、補助金の交付申請額（請求額）は8.4万円となります。
- ③補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が下限の5万円を下回る場合は、補助金を支給できません。

複数店舗の申請（例えば県内で3店舗を経営している場合）について、

例) 1人の個人事業主で3つの対象要件に該当する飲食店を運営  
個人事業主：兵庫 太郎  
運営する飲食店：〇〇食堂、△△食堂、□□食堂  
⇒申請できる補助金の額：下限15万円～上限30万円

- ①補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が30万円以上であった場合、1店舗あたりの上限額が10万円と定められておりますので、補助金の交付申請額（請求額）は30万円となります。
- ②補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が30万円より少ない（例24.4万円）の場合（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）となり、補助金の交付申請額（請求額）は24.4万円となります。
- ③補助対象として認められた経費（税抜き）の合計額が下限の15万円（5万円×3店舗）を下回る場合は、補助金を支給できません。

Q 2 : 対象経費（税抜き）の計算について教えてください。

A 2 : 税込み金額からそれぞれの対象税率で割り戻してしてください。

(計算例) (10%の場合) 備品5,500円 ÷ 1.1 = 5,000円

Q 3 : 対象経費について教えてください。

A 3 : 事業の継続のために実施する新型コロナ感染防止対策を踏まえた安全安心PRに要する経費やさらなる感染防止対策に必要な経費等が対象となりますが、審査の際に対象外と判断される場合がありますので、募集要領に記載されている補助交付の対象となる経費及び経費例をよくご覧いただいた上で申請してください。

#### 4. 対象期間について

Q 1 : 補助対象期間は？

A 1 : 令和3年7月1日から**令和3年11月30日**までに発注（契約）、納品、支払した経費が対象となります。その期間内に支払いを示す領収書が必要となります。

Q 2 : 商品等を発注したら納品が数カ月と言われたが申請可能ですか？

A 2 : 補助対象期間の間に発注、納品、支払いが必要です。納品が**12月1日**以降であれば対象外です。

#### 5. 申請手続きについて

Q 1 : 申請手続きは？

A 1 : 対象事業（発注、納品、支払）が完了すれば、募集期間内（令和3年8月30日（月）～**令和3年12月15日（水）**）はいつでも申請することができます。（公財）ひょうご産業活性化センターHP（<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin> 内）から申請書類をダウンロードしていただき、必要な事項を記載の上、添付資料と一緒にレターパックライトで郵送してください。感染防止や書類紛失の観点から、持参による申請は受付できません。

なお、申請書類は、最寄りの商工会、商工会議所、県民局・県民センター商工労政担当課でも配布します。

Q 2 : 申請すれば補助金がもらえますか？

A 2 : 申請すれば必ず支給されるものではありません。「補助金」とは、対象となる事業（補助事業）の要件・内容があらかじめ決められていて、事業を実施した際に要した対象経費について審査の結果適当と認められたものに対して支給されるものです。対象となる経費を支払った領収書が必要です。

Q 3 : 申請に必要な書類を提出した後は、補助金の入金まで何も手続きをしなくても良いのですか？  
申請後に実績報告書の提出等の手続きはないのですか？

A 3 : 交付申請書と添付書類をご提出いただいた後は、事務局で審査し、申請額と審査で決定した補助金額が同額の場合は、通知等なく補助金を入金しますので、申請書類に不備がなかった場合は、申請書類の提出1度きりとなります。

Q 4 : 申請に必要な書類は？

A 4 : ①交付申請書（必要事項をすべて記載）

②営業許可証写し（複数店舗で申請する場合は対象店舗ごとの営業許可証）

（※申請者と営業許可証の名義が一致しない場合は、申出書（様式2）の提出が必要）

③新型コロナ対策適正店認証ステッカー掲示写真

（※認証申請中（交付見込み）の場合も補助申請を受け付けますが、補助金の入金にはステッカー交付後とします。→電子申請ではなく、紙申請を行っている場合は申請書写しを添付。

④領収書写し（必ず内容、金額、支払日が確認できるものを添付してください。領収書だけでは品名がわからない場合は適宜請求書、納品書など品名の分かる書類を添付してください。品名の記載がないなど、内容が確認できないものは補助対象外となります。）

⑤補助金振込先口座の通帳の表紙見開きページの写し（申請者名義の金融機関口座に限る）

## 6. 領収書

Q 1 : 領収書・レシートについて教えてください。

A 1 : 領収書・レシートは、必ず内容が確認できるものを添付してください。品名の記載がないなど内容が確認できないものは対象外とします。レシート・領収書で内容が確認できない場合は、請求書や納品書等内容が確認できるものを併せて添付してください。

Q 2 : 領収書がとれない場合はどうしたらよいですか？

A 2 : 領収書・レシートがない場合、支払いの確認が取れないので受付することはできません。必ず購入先に発行を依頼してください。

ただし、クレジットカード払いや 銀行振り込み、ネットバンキングによる支払いの場合は、領収書の代わりとして以下の書類で申請可能です。

### 【クレジットカード払いの場合（①～③ 全て）】

①補助対象期間のカード利用明細書（プリントアウトしたもので可）

※カードの名義人は「法人名（個人事業主の場合は屋号）+代表者名または社員名」または「代表者名」であることが必要です（代表者以外の個人名義カードは不可）

②補助対象期間内にカードの利用金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー（「電子通帳引き落とし明細」も可）

③補助対象期間の請求書、納品書（商品明細と購入者（申請者と一致）が確認できるもの）（コピー可）

### 【銀行振り込みやネットバンキングによる支払いの場合（①～②全て）】

①補助対象期間内の振り込み控え（プリントアウトしたもので可）または、振込金額が引き落とされたことが確認できる通帳のページのコピー（「電子通帳引き落とし明細」も可）

②補助対象期間の請求書、納品書（商品明細と購入者（申請者と一致）が確認できるもの）（コピー可）

Q 3 : 領収書やレシートに商品一式としか記載されておらず、何を購入したか証明できません。

A 3 : 「一式」のみの記載だと内容が確認できないため、購入内容を証明できるものが無い場合は申請できません。

購入内容がわかる（商品名等の記載がある）納品書や請求書などを添付してください。

Q 4 : “値引き”がある場合の補助対象経費の計算について。

A 4 : (1)消費税額計算前の本体価格（税抜）から値引きされる場合

例) 50,000 円（税抜）

△5,000 円※値引き

45,000 円 ← 【補助対象経費】

(2)消費税額計算後の消費税込み額から値引きされる場合

例) 55,000 円（税込）

△5,000 円※値引き

50,000 円（税込） ÷ 1.1 = 45,455 円（税抜） ← 【補助対象経費】

Q 5 : ポイント支払いをしたが申請可能ですか？

A 5 : ポイント購入分は対象外となります。その際の補助対象経費の計算については下記のとおり

(1)消費税額計算前の本体価格（税抜）から一部ポイント払いされる場合

例) 50,000 円（税抜）

△5,000 円※ポイント払い

45,000 円 ← 【補助対象経費】

(2)消費税額計算後の消費税込み額から一部ポイント払いされる場合

例) 55,000 円（税込）

△5,000 円※ポイント払い

50,000 円（税込） ÷ 1.1 = 45,455 円（税抜） ← 【補助対象経費】

Q 6 : 電子マネー（PayPay, nanaco など）による支払いは補助金の対象外となっているが、なぜか？

A 6 : 電子マネーによる支払いは、マイナポイントなど他の補助制度によるポイントをはじめ、各種ポイントが混在しており、ポイントによる支払いとポイント以外の支払いの判別が困難であるほか、先払い・即時払い・後払い等支払い態様も複雑であるため、事務的に対応困難であるため。

## 7. 補助金の振込み

Q 1 : 申請してどのくらいの期間に支払われますか？申請してから通知がありますか？

A 1 : 申請書類に不備がない場合は、原則として申請を受け付けてからおおよそ1～2か月程度を目途にお支払いする予定です。交付決定などの通知は致しません。指定口座への補助金の振り込みをもって交付決定通知といたします。

なお、審査の結果を踏まえ、補助金申請額と支払い額は一致しない場合があります。